

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S 会

## 第 4 準 備 書 面

平成27年11月 9 日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士(担当) 北 條



原告の平成27年9月16日付原告準備書面(5)に対し、下記のとおり回答する。

### 記

#### 1 同1「服薬の記録」について

亡早亭の服薬を含めた健康状態については、既に提出したケース記録(乙10の1ないし27)に記載されているとおりである。このうち服薬については、病院からの処方薬を処方通り服用した場合には基本的に記載がなく、処方薬を服用しなかったり、頓服薬を服用した場合に記載している。

被告において作成しているケース記録は、乙10号証の1の1ないし27を参照すれば明らかなおおり、起床時から就寝時まで、食事、歯磨き、排尿排便、精神状態、その他活動の様子などが克明かつ詳細に記載されたものである。被告が「健康管理の記録」の作成を怠っているとの原告の主張は理由がなく、また、当該主張が本件といかなる関連性を有するのか不明である。

#### 2 同2「議事録の黒塗りの部分」について

従前主張したとおり、乙13号証の1ないし3の議事録の黒塗りの部分は、亡早亭および本件事故に関するものではなく、本件事故と関連性がないうえに、他の利用者の個人情報も含まれているので、開示しない。

職員会議では毎回様々な事項が話し合われており、黒塗り部分は、被告に新たに加入した職員の紹介等が含まれ、それは本件とはなんら関連性がない。また、他の利用者への対応等について話し合われた部分も含まれるところ、被告の施設は障害者自立支援施設であることから、様々な障害や身体状態の利用者がおり、個々の利用者の行動や特徴自体が当該利用者の個人情報といえるため、個人名のみを秘匿しての開示にも応じられない。

既に被告においては乙13号証の1ないし3において議事録の一部を提出しているが、そもそも、原告が議事録の開示を求めるにあたっての要証事実および記事録と当該要証事実の関連性が不明であり、探索的な求釈明であるといえるので、提出を要しないと思料する。

以 上